

3 練教教指発第 2559 号
令和 3 年 9 月 24 日

練馬区立小・中学校および小中一貫教育校
在籍児童・生徒の保護者 様

練馬区教育委員会
教育長 堀 和夫

10月1日以降の練馬区立小・中学校の教育活動について

日頃より練馬区立学校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

練馬区教育委員会では、2学期が始まる9月1日から、緊急事態宣言の延長および東京都内における新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえ、全校一律に短縮授業を実施してまいりました。

この間、区立学校における集団感染等が発生していないこと、また現在、東京都や本区の新規感染者数が減少傾向にあること等を踏まえ、10月1日から、全区立学校において、各学校の年間計画に基づく通常授業を行うことといたします。

通常授業の実施に当たり、各学校においては、練馬区の方針に基づく感染防止対策を一層徹底してまいります。保護者の皆様におかれましては、児童生徒の学校における学びの充実を図るための対応として、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、感染症への不安等からやむを得ず登校を控える児童生徒には、各学校が家庭学習の支援を行います。

今後の学習予定や各行事の実施方法および上記家庭学習の支援等の詳細については、各学校から後日改めてお知らせします。

【問合せ】

練馬区教育委員会 教育振興部 教育指導課
電話 5984-5759